

第 8 章 環境の保全及び創造の見地からの意見と事業者見解

8. 1 方法書についての意見と事業者見解

8. 1. 1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 9 条第 1 項の規定に基づく、梅田 3 丁目計画（仮称）環境影響評価方法書に対する、住民からの市長または事業者への意見書の提出はなかった。

8. 1. 2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定に基づく、梅田 3 丁目計画（仮称）環境影響評価方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(1)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解	
	評価書（平成 23 年 12 月）	準備書（令和元年 11 月）
全般的事項		
1 交通計画、駐車場計画について 歩行者動線を踏まえた交通処理の結果についても準備書に示すこと。	<p>計画地周辺部においては、大阪駅開発プロジェクト（大阪駅新北ビル工事、アクティ大阪増築工事）、大阪駅北地区先行開発区域 A 地区開発事業・B 地区開発事業など施設の新設増設が計画されており、本施設供用時には現行歩行者流動の変化が想定されます。</p> <p>このため、大阪市と協議し、大阪駅周辺の東西・南北の主要な歩行者動線の強化・充実のため、供用時の歩行者ネットワークを想定し、地下・地上・デッキの 3 つのレベルでの歩行者動線への対応を計画しています。</p> <p>このような本施設供用時の歩行者動線を踏まえて検討を行った事業計画地周辺の交差点における交通処理の結果については、「第 1 章 1.2.10 交通計画、駐車場計画（3）交通処理の検討」に記載しました。（p.26）</p> <p>その結果、本事業計画地近傍の交差点や道路での円滑な通行に影響を及ぼすことがないことを確認しました。</p>	<p>大阪市との協議に基づき、大阪駅周辺の東西・南北の主要な歩行者動線の強化・充実のため、供用時の歩行者ネットワークを想定し、地下・地上・デッキの 3 つのレベルでの歩行者動線への対応を計画しています。</p> <p>このような本施設供用時の歩行者動線を踏まえて検討を行った事業計画地周辺の交差点における交通処理の結果については、「第 1 章 1.2.10 交通計画、駐車場計画（3）交通処理の検討」に記載しました。（p.25）</p> <p>その結果、本事業計画地近傍の交差点や道路での円滑な通行に影響を及ぼすことがないことを確認しました。</p>

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(2)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解	
	評価書（平成 23 年 12 月）	準備書（令和元年 11 月）
<p>2 工事計画について 準備書において予測・評価する際には夜間工事に対する考え方も含めその詳細を示したうえで行うこと。</p>	<p>本事業計画地は、ＪＲ大阪駅をはじめとした鉄道駅が集積した交通至便な立地条件にあり、周辺には大型商業施設や中枢業務機能が集積し、昼間は自動車交通や歩行者通行も多くなっていることから、安全な工事を行うために、夜間にも工事を行う計画です。夜間工事の実施にあたっては、警察、道路管理者等関係機関と協議調整のうえ、周辺環境に配慮するとともに安全な工事計画を立て実施する計画です。（p.28）</p> <p>また、大気質、騒音、振動の工事中の予測・評価については、夜間工事の実施を前提として行いました。これらの予測の前提となる建設機械の稼働台数、工事関連車両の発生台数及び工事時間については、「第 5 章 5.1 予測の前提 5.1.3 建設工事」に記載しました。（p.102）</p> <p>なお、現時点では工事内容の詳細が決定していないことから、昼間及び夜間に実施される工事内容について区分は行わず、工事最盛期に稼働する建設機械等が全て稼働するものとして予測し、大気質については環境基準値と、騒音、振動については特定建設作業に係る規制基準値との比較を行いました。</p>	<p>本事業計画地は、ＪＲ大阪駅をはじめとした鉄道駅が集積した交通至便な立地条件にあり、周辺には大型商業施設や中枢業務機能が集積し、昼間は自動車交通や歩行者通行も多くなっていることから、安全な工事を行うために、夜間にも工事を行う計画です。夜間工事の実施にあたっては、警察、道路管理者等関係機関と協議調整のうえ、周辺環境に配慮するとともに安全な工事計画を立て実施する計画です。（p.27）</p> <p>また、大気質、騒音、振動の工事中の予測・評価については、夜間工事の実施を前提として行いました。これらの予測の前提となる建設機械の稼働台数、工事関連車両の発生台数及び工事時間については、「第 5 章 5.1 予測の前提 5.1.3 建設工事」に記載しました。（p. 103）</p> <p>なお、現時点では工事内容の詳細が決定していないことから、昼間及び夜間に実施される工事内容について区分は行わず、工事最盛期に稼働する建設機械等が全て稼働するものとして予測し、大気質については環境基準値と、騒音、振動については特定建設作業に係る規制基準値との比較を行いました。</p>
<p>大気質</p>		
<p>1 現時点では、既存建物においてアスベストの使用の有無が不明な箇所があるため、解体工事前におけるサンプリング調査の実施などにより、アスベストの使用状況を的確に把握したうえで適正に対応すること。</p>	<p>既存建物の解体にあたってはアスベストの使用の有無が不明な箇所もあるため、解体に先立って、大気汚染防止法や石綿障害予防規則などの関係法令等や今後の法規制の動向も踏まえて、適正に調査を実施するとともに、アスベストが確認された場合には、適正に飛散防止及び除去を行います。（p.150）</p>	<p>すでに解体を実施した大阪中央郵便局及び大弘ビルについては、解体に先立って、大気汚染防止法や石綿障害予防規則等の係法令に基づき調査を行い、いずれもアスベストの使用が確認されたことから、適正に飛散防止及び除去・処理を行いました。その結果については事後調査報告書に記載しました。</p> <p>今後解体を実施するアクティ西ビルについても、同様の対応を行います。</p>

方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解(3)

市長意見	左の意見に対する事業者の見解	
	評価書（平成 23 年 12 月）	準備書（令和元年 11 月）
2 施設の利用及び工事の実施による影響の予測にあたっては、事業計画地周辺において計画されている開発事業による影響についても可能な限り反映するよう努めること。	<p>施設の利用による影響の予測にあたっては、大阪駅開発プロジェクト（大阪駅新北ビル、アクティ大阪増築）、梅田阪急ビル建替事業及び大阪駅北地区先行開発区域 A 地区開発事業・B 地区開発事業等の周辺大型開発プロジェクトにより発生する車両を一般車両の増加分として施設関連車両の走行による影響の予測に考慮しました。（p.89）</p> <p>なお、工事の実施による影響の予測にあたっては、周辺大型開発プロジェクトの工事最盛期が明確でなく工事工程の詳細が不明であることから、考慮しませんでした。</p>	<p>施設の利用による影響の予測にあたっては、周辺プロジェクトにより発生する車両を一般車両の増加分として施設関連車両の走行による影響の予測に考慮しました。（p.91）</p> <p>なお、工事の実施による影響の予測にあたっては、周辺大型開発プロジェクトの工事最盛期が明確でなく工事工程の詳細が不明であることから、考慮しませんでした。</p>
3 工事の実施による寄与濃度の最大着地濃度地点については、可能な限り将来の土地利用状況を考慮し、住居地等の配置を明らかにしたうえで適切に設定すること。	<p>事業計画地近傍における住居地等の配置の状況を「第 5 章 5.2 大気質 5.2.1 現況調査」に記載しました。（p.113～114）</p> <p>また、工事の実施による寄与濃度の最大着地濃度地点については、工事中の事業計画地周辺の土地利用状況が現状から基本的に変化しないと考え、結果として、事業計画地南側の病院に設定しました。なお、事業計画地西側には専門学校が隣接していることから、参考として、この専門学校でも設定しました。（p.146～149）</p>	<p>事業計画地近傍における住居地等の配置の状況を「第 5 章 5.2 大気質 5.2.1 現況調査」に記載しました。（p.113～114）</p> <p>また、工事の実施による寄与濃度の最大着地濃度地点については、工事中の事業計画地周辺の土地利用状況が現状から基本的に変化しないと考え、結果として、事業計画地南側の病院に設定しました。なお、事業計画地西側には専門学校が隣接していることから、参考として、この専門学校も評価対象範囲として設定しましたが、影響は事業計画地南側の病院より小さい結果となっています。（p.148～151）</p>
景観		
将来景観の予測にあたっては、事業計画地周辺において計画されている開発事業を可能な限り考慮すること。	<p>将来景観の予測にあたっては、事業計画地の近傍において、現在建築中、または計画されている大規模建築物である大阪駅開発プロジェクト（大阪駅新北ビル工事、大阪駅新北ビル別棟駐車場、大阪駅改良工事、アクティ大阪増築工事）、梅田阪急ビル建替事業及び大阪駅北地区先行開発区域 A 地区開発事業・B 地区開発事業についても考慮し、それらの概ねのイメージを景観予測図に示しました。ただし、大阪・中之島プロジェクトについては、東地区及び西地区の計画建物の竣工時期が異なることから景観予測図には反映しませんでした。（p.361～381）</p>	<p>前回の現地調査以降、事業計画地の近傍においては大阪駅開発プロジェクト等の大規模建築物の建設・建替えが行われていることから、景観の予測にあたっては、新たに現況の景観写真を撮影し、それを元に景観予測図を作成しました。（p.329～349）</p>

8. 2 準備書についての意見と事業者見解

8. 2. 1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 17 条第 1 項の規定に基づく、梅田 3 丁目計画（仮称）環境影響評価準備書に対する、住民からの市長または事業者への意見書の提出はなかった。

8. 2. 2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第 20 条第 1 項の規定に基づく、梅田 3 丁目計画（仮称）環境影響評価方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
大気質	
<p>事業計画地周辺における二酸化窒素の予測結果は、環境基準を下回るものの、建設機械の稼働による影響は大きいことから、最新の排出ガス対策型建設機械や新技術・新工法を採用するとともに、施工管理を徹底し、大気汚染物質の排出量を最大限抑制すること。</p>	<p>建設工事の実施にあたっては市場動向を踏まえ、より排出ガスの影響が少ない対策型建設機械の採用に努めるとともに、今後の工事計画において可能な限り台数を削減するよう技術的検討を行うほか、環境保全のための措置を確実に実施するよう施工管理を徹底することにより、大気汚染物質の排出量の抑制に配慮します。 ( p.152、 p.364 )</p>
地球環境	
<p>本事業は、エネルギー消費の大きい大規模建築物であり、徹底した省エネ化・低炭素化が求められることから、詳細設計の段階においては、建築物全体における外皮性能の向上や高効率機器の導入等により、更なる温室効果ガスの排出抑制を図ること。</p>	<p>本事業においては、さらなる環境保全対策として、外壁の高断熱化の拡充や外気取引量可変制御の充実による空調設備の省エネルギー化、自然換気窓・自然換気ファンの導入を行うとともに、周辺動向等を考慮しながら、省エネ機器や LED 照明の導入等の環境保全対策の追加検討を継続的に行うことにより、建物全体で可能な限り省エネルギー化・低炭素化に努めます。 ( p.303 ~ 307、 p.367 )</p>